

3. 障害者手帳

■身体障害者手帳

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

身体障害者手帳とは、手足などの肢体、視覚や聴覚、心臓、腎臓や呼吸器などに障がいのある方がいろいろな社会福祉サービスを受けるときに必要な手帳です。

1. 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者診断書（指定医が記入したもの、様式は窓口にあります。）
- (2) 写真 1枚（タテ4cm、ヨコ3cm）
- (3) 印鑑（認印で可）
- (4) 個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの）
- (5) 現在の身体障害者手帳（再交付申請の方（紛失を除く））

2. その他 次に該当する場合は必ず届出をしてください。

- (1) 住所の変更
- (2) 氏名の変更
- (3) 死亡
- (4) 障がいの程度の変更
- (5) 手帳の紛失・破損（平成17年4月1日より佐賀市で即日発行できるようになりました。）

■療育手帳

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

療育手帳とは、知的障害者更生相談所又は児童相談所で知的障がいと判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導、相談や各種の福祉サービスを受けるために必要なものです。

1. 申請に必要なもの

- (1) 写真 1枚（タテ4cm、ヨコ3cm）
- (2) 印鑑（認印で可）
- (3) 個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの）
- (4) 母子手帳
- (5) その他（18歳以上の方は学業成績証明など）

※申請時に保護者の方に20～30分聞きとりを行います。事前に日程や必要書類をお問い合わせください。

2. 判定 窓口で申請後、佐賀県総合福祉センターで判定を受けていただきます。

3. その他 次に該当する場合は必ず届出をしてください。

- (1) 住所の変更
- (2) 氏名の変更
- (3) 保護者の変更
- (4) 死亡
- (5) 手帳の紛失・破損
- (6) 次期判定日の到来

■精神障害者保健福祉手帳

窓口 障がい福祉課 生活支援一係（9～13番窓口） TEL 40-7255 FAX 40-7379

精神障害者保健福祉手帳とは、一定の精神障がいの状態にあることを証するもので、精神障がい者の生活を支え、社会参加を手助けするためのものです。

※初診日から6ヶ月以上経過していないと申請ができません。

1. 申請に必要なもの

(1) 診断書で申請	①診断書～A3サイズ（所定の様式）※作成日が3ヶ月以内のものに限る ②顔写真1枚（縦4センチ×横3センチ、1年以内に撮影したもの） ③印鑑（認印で可） ④個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの）
(2) 年金証書で申請	①年金証書（H9.1.1以降のもの） ※ 精神障がいを支給事由としているもの ②年金振込通知書、年金支払通知書、年金振込通帳のいずれか ※ 直近のものに限ります ③顔写真1枚（縦4センチ×横3センチ、1年以内に撮影したもの） ④印鑑（認印で可） ⑤個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの）
(3) 特別障害給付金受給資格者証等で申請	①特別障害給付金受給資格者証又は特別障害給付金支給決定通知書 ※ 精神障がいを支給事由としているもの ②国庫金振込通知書、国庫金送金通知書、年金振込通帳のいずれか ※ 直近のものに限ります ③顔写真1枚（縦4センチ×横3センチ、1年以内に撮影したもの） ④印鑑（認印で可） ⑤個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの）

※写真については希望者のみ

2. 次に該当する場合は必ず届出をしてください。

- (1) 住所の変更
- (2) 氏名の変更
- (3) 死亡
- (4) 手帳の紛失・破損
- (5) 有効期限の到来

3. 注意事項

- (1) 手帳の有効期間は2年です。
- (2) 有効期限の3ヶ月前から更新手続きができます。
- (3) 認定の可否をお知らせするまでには、2～3ヶ月かかります。